

仙台市特別支援教育推進プラン

2018



平成30年3月

仙台市教育委員会



はじめに

障害のある人もない人も誰もが尊重し、支え合い、認め合える「共生社会」の実現は、本市にとって大変重要な課題であり、将来の社会の担い手となる子どもたちの教育において、その実現に向けた取組を推進していくことが求められています。

近年、障害の重度・重複化、発達障害を含めた障害のある子どもたちの増加への対応、さらに、いじめ防止への取組においては、発達に課題があり配慮を要する子どもたちへの対応など、特別支援教育に関する様々な課題が生じております。

このように、特別支援教育のさらなる充実が求められる中、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月から施行され、本市においても「障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を同年4月より施行するなど、共生社会の実現に向けた障害者施策に大きな進展がありました。

本市ではこれまでも、子どもたちの可能性を広げる学校教育を実現するための施策の一つとして特別支援教育を推進してきましたが、特別支援教育を取り巻く状況の変化や、これまでの取組の検証と課題を踏まえ、新たに「仙台市特別支援教育推進プラン 2018」を策定することとしました。

本プランでは、「大切なひとり 共に生きるみんな」を理念として掲げ、障害のある子どものみならず、全ての子どもたちにとって必要な教育の方向性を示しております。また、これからの取組と施策を4つのテーマ「ふかめる」「つくる」「たかめる」「つなぐ」に整理し、実現のためのロードマップに具体的な施策を表記しました。

今後の5年間、本プランをよりどころとした施策を展開し、子ども一人ひとりを大切にしたい教育のさらなる充実と、共生社会の実現を目指した特別支援教育の着実な推進に努めていく所存です。

平成30年3月

仙台市教育委員会

教育長 大越 裕光

目 次

第1章 プランの基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 プランの位置づけ	1
3 プランの期間	1
4 プランの概念図	2
第2章 特別支援教育の動向と仙台市の取組	3
1 国と仙台市における特別支援教育の動向	3
2 仙台市における特別支援教育の取組と課題	4
3 これからの取組に向けて	12
第3章 目標と施策	13
1 仙台の特別支援教育の目標	13
2 育てたい子ども像と施策の4つのテーマ	13
3 これからの取組と施策	15
テーマ1 「ふかめる」	15
テーマ2 「つくる」	17
テーマ3 「たかめる」	21
テーマ4 「つなぐ」	23
第4章 いじめ防止への取組	26
1 特別支援教育といじめ防止への取組	26
2 いじめ防止への取組と本プランの関連	26
第5章 プランの推進にあたって	28
1 プランの達成状況の点検及び評価	28
2 多様な主体との連携・協働の推進	28
3 課題やニーズに応じた的確な対応	28
資 料	29
資料1 平成18年度「仙台市の特別支援教育の在り方について(最終報告)」への取組状況	30
資料2 仙台市の特別支援教育の現状(各種データ)	32
資料3 用語集	37
資料4 仙台市特別支援教育推進プラン検討委員会について	38

第1章 プランの基本的な考え方

1 策定の趣旨

本市では、「仙台市における特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成18年度）に基づき、特別支援教育を推進してきました。また、「第1期仙台市教育振興基本計画※1」（平成24～28年度）において、子どもたちの可能性を広げる学校教育を実現するための施策の一つに「特別支援教育の推進」を掲げ、様々な事業を展開してきました。

この間、発達障害※2も含めた障害のある幼児児童生徒の増加や障害の重度・重複化、多様化により、福祉機関や医療機関などとの連携の強化や後期中等教育における特別支援教育のさらなる充実が求められるなど、本市の特別支援教育を取り巻く状況に変化が見られています。また、共生社会※3の形成に向けて、障害者の権利に関する条約※4に基づくインクルーシブ教育システム※5の構築が求められるなど、我が国の障害者施策にも大きな進展がありました。

このような状況を踏まえ、本市が目指す特別支援教育の実現に向け、今後5年間の施策の方向性を示す「仙台市特別支援教育推進プラン2018」を策定するものです。

2 プランの位置付け

本プランは、「第2期仙台市教育振興基本計画」（平成29～33年度）の「目指す仙台の教育の姿」「基本的方向」に基づき、本市における今後の特別支援教育推進の基本方針を示すものとして位置付けています。ライフステージを通じた一貫した支援のために、主に学校教育において、子どもを中心に、関係機関※6や地域、家庭と連携し、特別支援教育の推進を図るためのものです。

さらに、現在本市においては、いじめ、不登校、学力向上など、種々の重要な教育的課題に直面しています。互いを理解・尊重する子どもの育成、学校の支援体制の整備、教員の指導力の向上、関係機関との連携推進等、本プランで掲げている特別支援教育推進のための施策は、本市の教育的課題への取組にも直結するものです。

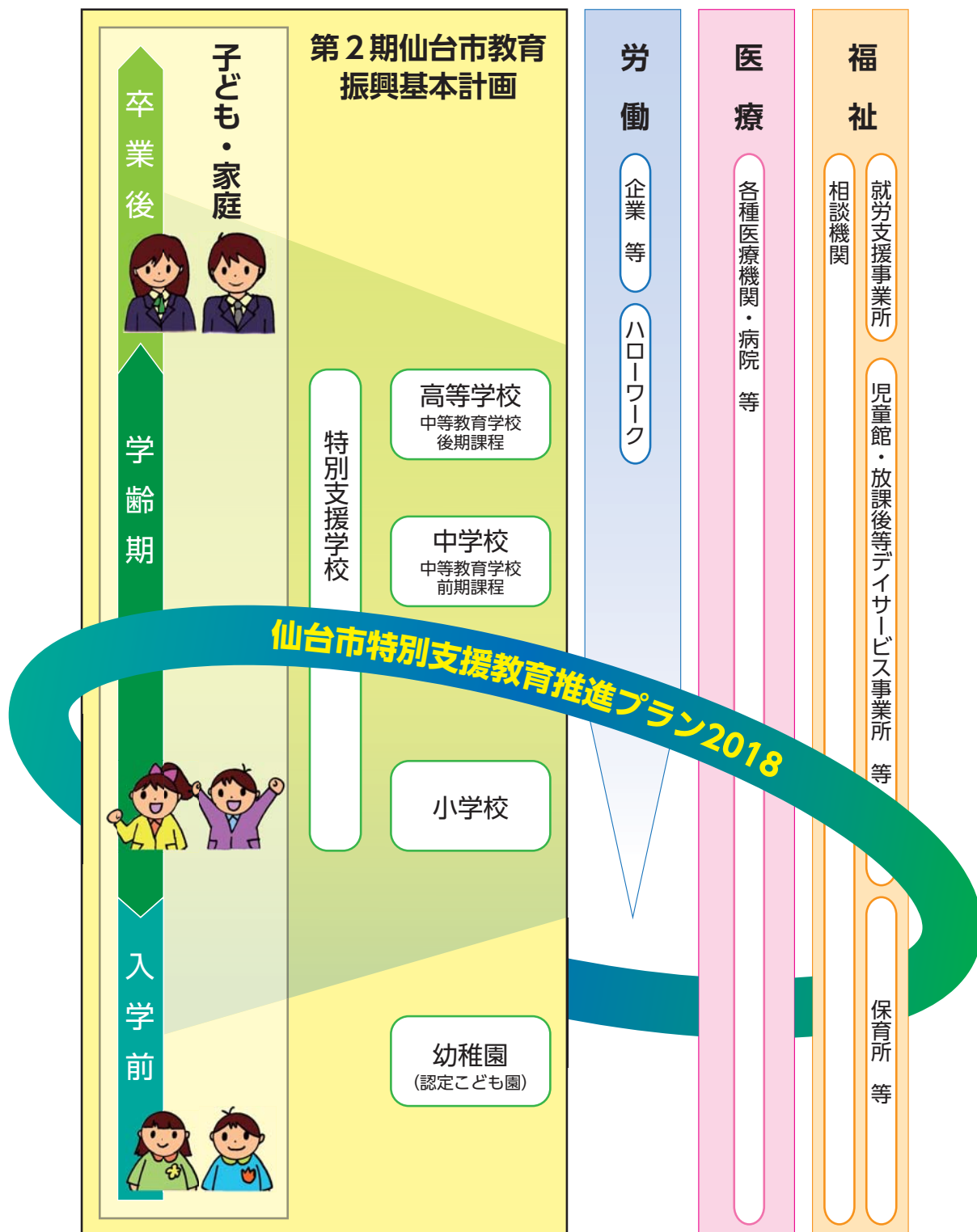
3 プランの期間

平成30年度(2018)から平成34年度(2022)までの5年間とします。

-
- ※1 教育振興基本計画：教育基本法の規定により、教育振興に向けた施策を総合的、計画的に進めるために策定する基本計画で、政府が作り国会に報告することになっている。地方公共団体も国の計画を参考に、地域の実情に応じた基本計画を策定するように努めなければならないことになっている。
 - ※2 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。（発達障害者支援法による定義）
 - ※3 共生社会：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会である。
 - ※4 障害者の権利に関する条約：障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約であり、家族、教育、労働等様々な分野において、障害者の権利を保護・促進する規定を設けている。我が国は平成26年に批准している。
 - ※5 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組み。
 - ※6 関係機関：本プランでは、北部・南部発達相談支援センター、児童相談所、子供相談支援センター、児童クラブ、放課後子ども教室、放課後等デイサービス事業所、医療機関等、児童生徒が日常生活を営む上で関わる全ての機関を指している。

4 プランの概念図

「仙台市特別支援教育推進プラン 2018」は「第2期仙台市教育振興基本計画」等に基づき、ライフステージを通じた一貫した支援のために、主に学校教育において、子どもを中心に、関係機関や地域、家庭と連携し、特別支援教育の推進を図るためのものです。



第2章 特別支援教育の動向と仙台市の取組

1 国と仙台市における特別支援教育の動向

(1) 国における特別支援教育の動向

国においては、平成26年1月の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、法令や施策の整備等を行ってきました。

平成24年4月には、中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育に関する特別委員会」が「共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を報告し、この中で共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であることが示されました。

平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）の制定、平成25年8月には総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなるよう「学校教育法施行令」の改正が行われました。

平成28年12月には、中央教育審議会の総会において取りまとめられた「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」が公開されました。その中の「第5章 何ができるようになるか－育成を目指す資質・能力－ 6. 資質・能力の育成と、子どもたちの発達や成長のつながり」においては、「資質・能力の三つの柱（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」）など、育成を目指す資質・能力についての基本的な考え方を、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において共有することで、子どもの障害の状態や発達の段階に応じた組織的、継続的な支援が可能となり、一人一人の子どもに応じた指導の充実が促されていくと考えられる。」と示されています。また、「第8章 子ども一人一人の発達をどのように支援するか－子どもの発達を踏まえた指導－ 5. 教育課程全体を通じたインクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育」においては、平成30年度から制度化される高等学校における通級による指導や、障害者理解・交流及び共同学習について各教科等の特質に応じた「見方・考え方」と関連付けながら学校の教育活動全体で一層の推進を図ること等についての記載があり、特別支援教育のさらなる充実の方向性について示されています。このような考え方が、新学習指導要領にも反映されています。

(2) 仙台市における特別支援教育の動向

「第1期仙台市教育振興基本計画」では、子どもたちの可能性を広げる学校教育を実現するための施策の一つとして特別支援教育の推進を掲げ、取組を行ってきました。

平成29年1月には「第2期仙台市教育振興基本計画」が策定され、第1期計画期間内に変化した本市の特別支援教育を取り巻く状況などを踏まえ、「特別支援教育の充実」が位置付けられています。

また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことに合わせ、本市においても「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を同年4月より施行しました。

2 仙台市における特別支援教育の取組と課題

資料1(P30)の「平成18年度『仙台市の特別支援教育の在り方について(最終報告)』への取組状況」における重点課題についての総括を踏まえ、仙台市の特別支援教育のこれまでの取組と現在の課題について、以下のように整理しました。

(1) 共生社会の実現に向けた相互理解の推進

これまでの取組

◇特別支援教育理解啓発資料「気づいて 認めて 支えて」の作成・配付

平成19年に教職員用と保護者用とを作成して、市立学校全職員と市立学校に在籍する児童生徒の全家庭に配付し、発達障害のある児童生徒への理解促進に活用してきました。

◇「交流及び共同学習^{※7}」の実施

本市では小中学校の約95%に特別支援学級が設置されており、そのほぼ全ての学校で、特別支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級に在籍する児童生徒との交流及び共同学習が実施されています。また、市立高等学校においても、特別支援学校との交流及び共同学習を実施している学校があります。特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地校交流^{※8}も行われています。

◇特別支援教育推進資料「新学習指導要領による新しい交流及び共同学習」の作成・配付

平成21年に改訂された学習指導要領に交流及び共同学習が明記されることになったことを受け、交流及び共同学習の理解啓発資料を作成・配付し、学校において障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解を図るために活用してきました。

◇「心のバリアフリー推進事業」の実施

平成29年度から市立小中学校において障害者アスリートや文化芸術活動で活躍している障害者との交流活動を実施し、交流及び共同学習の充実を図るとともに、多様性を尊重する共生社会の実現を目指し、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むための取組を行っています。

※7 交流及び共同学習：小中学校や特別支援学校の学習指導要領等において、障害のある子どもと障害のない子どもが活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されている。障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられ、「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。

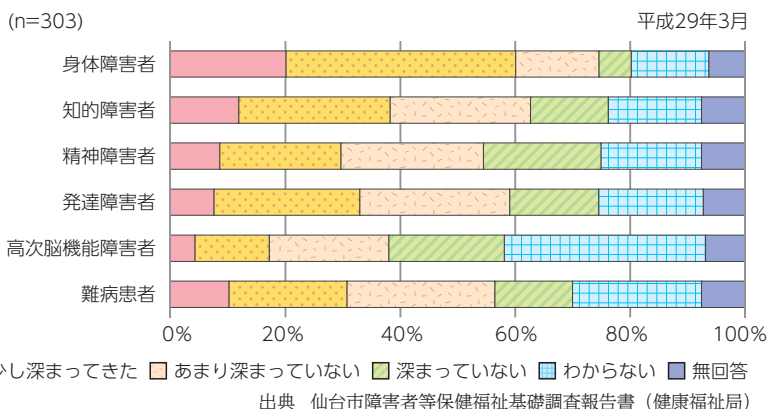
※8 居住地校交流：特別支援学校に在籍する児童生徒が、その居住地の小中学校の児童生徒と学習活動等を通して交流を行うこと。居住している地域とのつながりが薄くなりがちな特別支援学校在籍児童生徒が地域とのつながりを強めるという見地から、本市では「新たな防災教育」においても推奨している。

※9 障害理解教育：障害及び障害のある方についての理解を推進することを目的として行う教育。新学習指導要領等の改訂のポイントとしても「障害者理解・心のバリアフリーのための交流」が挙げられており、小中学校の新学習指導要領の総則、道徳、特別活動に示されている。

課題

- 障害理解教育^{※9}の推進など、学校教育において「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に対応した取組が求められます。

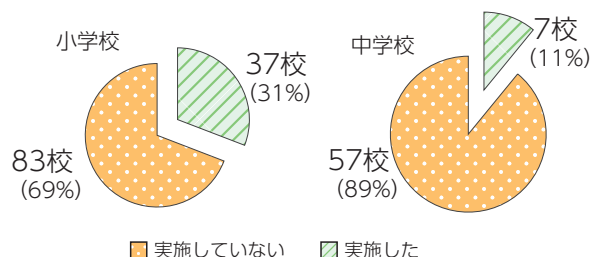
障害のある方への理解の深まり（市民の方へのアンケートより）



身体障害者以外の障害のある方についての理解が深まっていないと捉えている人が多い

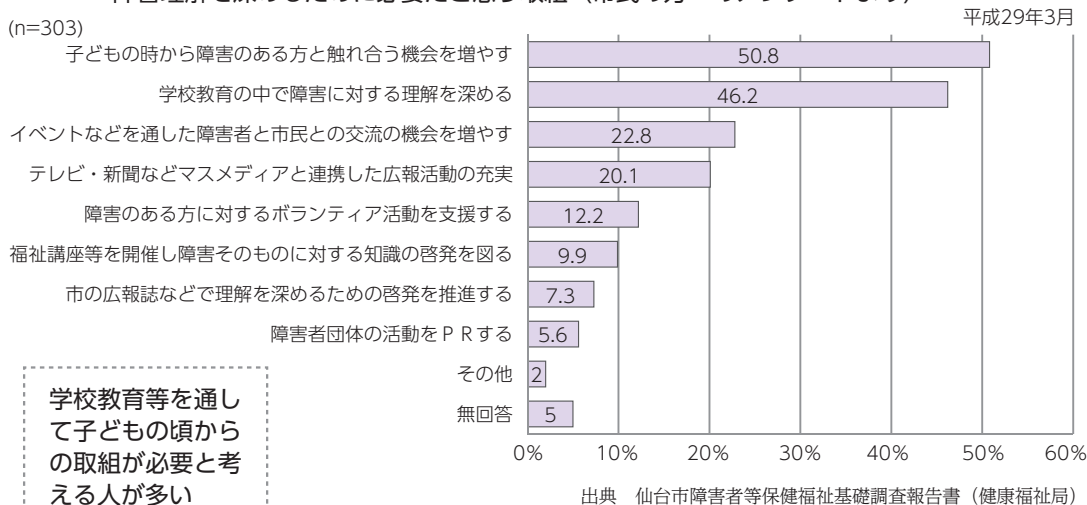
- 共生社会の実現を目指して、学校において、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合い生きる中で、障害のある方と触れ合う機会をさらに増やしていくことが求められます。

障害のある方との交流活動を実施した学校数（平成28年度）



実施している学校は少なく、中学校は10%程度にとどまっている

障害理解を深めるために必要だと思う取組（市民の方へのアンケートより）



学校教育等を通して子どもの頃からの取組が必要と考える人が多い

(2) 特別支援教育推進のための体制づくり

これまでの取組

◇「看護師」の配置

平成9年度から医療的ケア※10を必要とする児童生徒が在籍する学校に配置し、平成18年度からは宿泊学習にも同行して医療的ケアを行っています。

◇「特別支援教育指導補助員※11」の配置

平成14年度から小中学校の通常の学級に配置し、順次拡充を図りながら、発達障害等のある児童生徒に対する各校の取組の支援を行っています。

◇「特別支援教育コーディネーター※12」の全校での指名

平成17年度から実施し、校内支援体制の充実を図ってきました。複数の教員を指名し、より組織的・機能的に対応できるようにしている学校もあります。平成19年度からは「特別支援教育コーディネーター連絡協議会」を開催し、学校間や関係機関との連携を強化するとともに、引継ぎツールを活用した支援の継続など、地区の実態に応じた特別支援教育の推進に努めています。

◇「LD※13・ADHD※14等の発達障害のある児童生徒を対象とした通級指導教室※15」の設置

平成19年度に通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒に個別の指導を行うために設置し、順次拡充しています。

◇「特別支援学級指導支援員※16」「特別支援学級指導支援講師※17」の配置

平成22年度から特別支援学級指導支援員を、平成29年度からは特別支援学級指導支援講師を、小中学校の在籍児童生徒数が多い特別支援学級に配置しています。

◇「特別支援教育介助員※18」の配置

平成28年度から小中学校の通常の学級に配置し、肢体不自由を有する児童生徒への支援を行っています。

◇「就学支援※19の進め方の手引」の作成・配付と研修の実施

毎年度行い、各校における適切な就学支援を推進しています。

※10 医療的ケア：日常的なたんの吸引や経管栄養、導尿などの医療的な生活援助行為のこと。医師法上の医療行為と区別してこのように呼んでいる。

※11 特別支援教育指導補助員：通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒（発達障害の診断の有無には関わらないが、傾向がある者とする）を対象とし、通常の学級の中で、担任等の指導を補助する者として本市教育委員会が配置する非常勤嘱託職員。

※12 特別支援教育コーディネーター：各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。各学校の校長が指名し、校務分掌に明確に位置付けることになっている。

※13 LD：全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。「学習障害」のLearning Disabilitiesの略称。

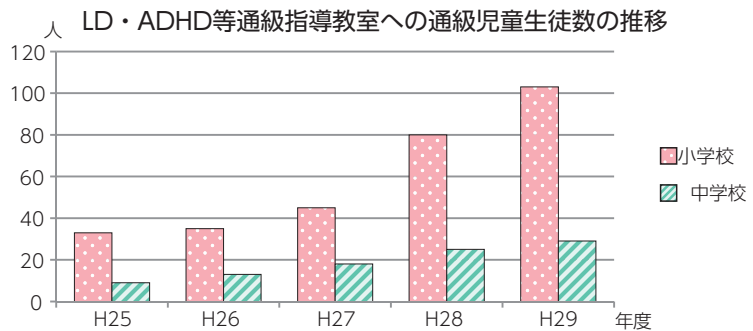
※14 ADHD：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。「注意欠陥多動性障害」のAttention Deficit Hyperactivity Disorderの略称。

※15 通級指導教室：通常の学級に在籍する障害の軽い児童生徒を対象とし、特別な指導を行う場。本市では、言語障害、難聴、LD・ADHD等について、平成29年度現在、小中学校合わせて27校で通級による指導を行っている。それぞれ「ことばの教室」「きこえの教室」「はぐくみ教室」と呼んでいる。

課題

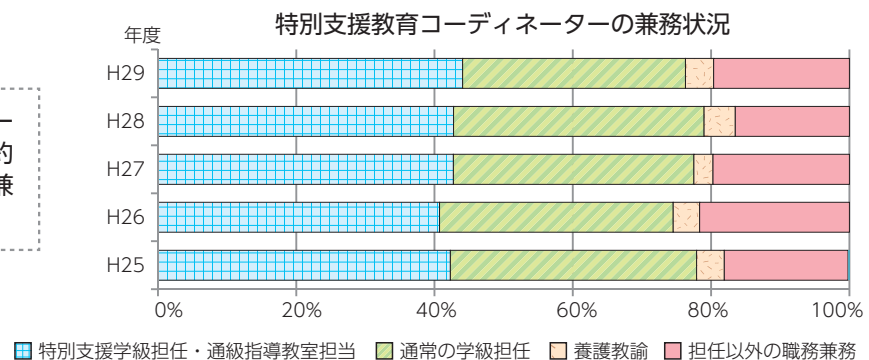
- 学びの場の選択に関する保護者の考えや、子ども一人ひとりの教育的ニーズが多様化していることを受け、それらに応じた支援をさらに充実させることが求められます。
- 通級指導教室で指導を受けている児童生徒は年々増加しており、通級指導のあり方について検討することが求められます。

LD・ADHD等通級指導教室への通級児童生徒数はこの5年間で約3倍になっている



- 特別支援教育コーディネーターの多くは、学級担任や通級指導教室の担当を兼務しており、その機能を発揮できるよう体制を整えることが求められます。

特別支援教育コーディネーターの約80%が担任を兼務している



- 鶴谷特別支援学校は、本市の特別支援教育の核として時代のニーズに応じた役割を果たすことができるよう、他校への支援等と特別支援学校のセンター的機能※20の充実が求められます。
- 入院療養中の児童生徒への教育体制の整備及び高等学校・中等教育学校における特別支援教育体制の充実等、障害のある生徒の義務教育修了後の学びの場のあり方について検討することが求められます。

→P17 テーマ2 つくる

※16 特別支援学級指導支援員：特別支援学級の中で、担任の指導を補助する者として、本市教育委員会が配置する非常勤嘱託職員。

※17 特別支援学級指導支援講師：特別支援学級の中で、担任と協力して指導する者として、本市教育委員会が配置する非常勤講師。

※18 特別支援教育介助員：小中学校の通常の学級に在籍し、日常生活上介助が必要と認められる肢体不自由のある児童生徒に対する学級担任等の指導・支援を補助する者として、本市教育委員会が配置する非常勤嘱託職員。

※19 就学支援：障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みのもと、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図り、学びの場を検討すること。

※20 特別支援学校のセンター的機能：学校教育法の規定により、特別支援学校は、小中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関との連絡・調整機能、小中学校等の教員に対する研修協力機能を果たすように努めることとなっている。鶴谷特別支援学校では、自校の作業療法士(O.T)、理学療法士(P.T)、言語聴覚士(S.T)の市立学校への派遣も行っている。

(3) 学校や教員の教育力の向上

これまでの取組

◇特別支援教育関連研修の実施

特別支援学級を初めて担任する教員に対して「特別支援学級新担任者研修」を、通級指導教室（言語，難聴，LD・ADHD等）を初めて担当する教員に対して「通級指導教室新担当者研修」を実施し，特別支援学級や通級指導教室の経営及び指導法について学ぶ機会を設けています。また，希望する教員を対象として，特別支援教育に関する専門研修を実施し，教員の指導力の向上を図っています。

◇「仙台市発達障害児教育検討専門家チーム^{※21}」の派遣

平成13年度から発達障害の幼児児童生徒の指導について助言を求めている学校（園）に対し，望ましい教育のあり方について専門的立場から検討し，助言する専門家を派遣しています。これに先立ち，平成8年度から「学校生活支援巡回相談員^{※22}」の派遣を実施しています。

◇特別支援教育コーディネーター研修の実施

平成16年度から特別支援教育コーディネーターになる教員に対する「養成研修」を実施し，必要な基礎知識を習得し校内で特別支援教育を推進していく人材の育成を行っています。また，平成19年度から特別支援教育コーディネーター経験者を対象とした研修を実施し，資質，力量の向上を図るとともに，各地区で特別支援教育を推進していく人材の育成を行っています。

◇「特別支援教育実践研究協力校」事業の実施

平成18年度から年20校程度を認定し，各校の特別支援教育体制の整備・充実，指導内容・方法の向上，理解啓発等に関する実践的な取組を支援しています。これまでに「授業づくり」や「校内支援体制のあり方」などをテーマに，多くの学校が実践研究に取り組んできました。

◇「特別支援教育コーディネーター連絡協議会」の実施

平成19年度から実施し，全体会の活動では，特別支援教育にかかわる最新情報を伝え，市立学校全校へ周知を図る機会の一つとしてきました。また，中学校区を基本とした地区別連絡協議会の活動では，地区ごとに毎年テーマを設定し，特別支援教育コーディネーターが中心となって特別支援教育の理解促進に取り組んできました。地区内全教職員での研修会の実施や，共通の引継ぎツールの活用方法の周知など，地区のニーズに応じた活動を行い，身近な研修の機会となっています。

※21 発達障害児教育検討専門家チーム：医師，臨床心理士，学識経験者等の専門家によるチームを編成し，市立学校（園）からの申し出に応じて発達障害の幼児児童生徒に対応するための校（園）内委員会を支援するとともに，望ましい教育的対応について専門的な意見の提示や助言を行うことを目的として本市教育委員会が設置するもの。

※22 学校生活支援巡回相談：発達障害に関連する行動やいじめ，不登校等，特別な配慮を要する児童生徒の対応について，専門的知識を有する巡回相談員が学校を訪問し，教職員に対し指導，助言を行うことを目的として本市教育委員会が行っている事業。

※23 特別支援学校教諭免許状：教育職員免許法の規定により，特別支援学校の教員は，小学校・中学校・高等学校又は幼稚園の教諭の免許状のほかに，特別支援学校の教諭の免許状を取得していなければならない。ただし，幼・小・中・高の教諭免許状を有する者は，当分の間特別支援学校の相当する部の教諭等となることのできるようになっていく。

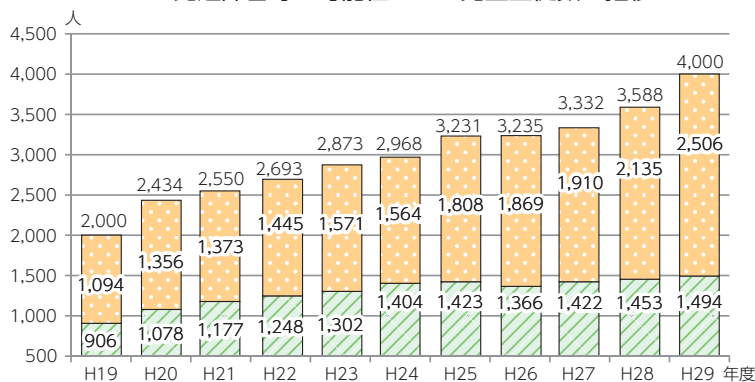
課題

- 通常の学級に在籍する発達障害及び発達障害等の可能性のある児童生徒は年々増加しており、全ての教員が特別支援教育に対する理解を深め、指導力を向上させることが求められます。

通常の学級に在籍する発達障害及び発達障害等の可能性のある児童生徒数は、この10年で2倍になっている

- 保護者から支援の申し出はないが、学校が配慮を必要とすると判断している児童生徒数
- 発達障害の診断があり、保護者からの支援の申し出がある児童生徒数

小中学校の通常の学級に在籍する発達障害及び発達障害等の可能性のある児童生徒数の推移

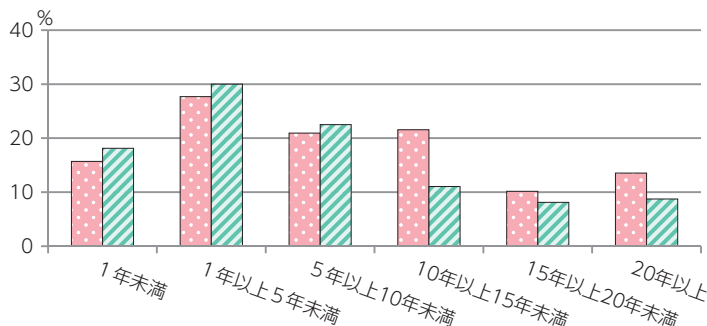


- 特別支援学級担任の世代交代が急速に進むことが見込まれており、特別支援教育に関する専門性の維持が難しくなる状況が予測されます。
- 特別支援学級の担任は、短期間で入れ替わりが多く、専門性の向上のため研修機会の確保が求められています。

平成29年度特別支援学級担任の特別支援教育経験年数

特別支援学級担任の約半数は経験年数5年未満である

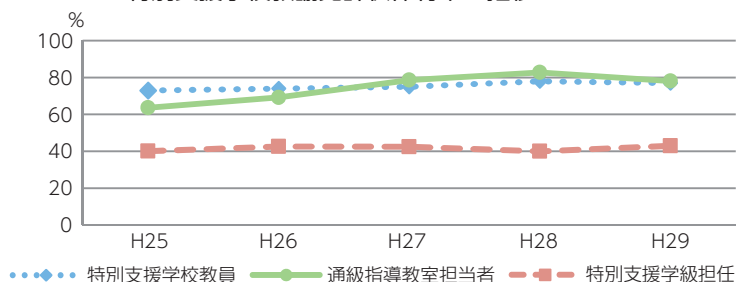
- 小学校
- 中学校



- 特別支援教育を担当する教員の特別支援学校教諭免許状^{※23}保有率はほぼ横ばいで推移しており、専門性の向上のために取得率を高めることが求められます。

特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有率は、40%前後で推移している

特別支援学校教諭免許状保有率の推移



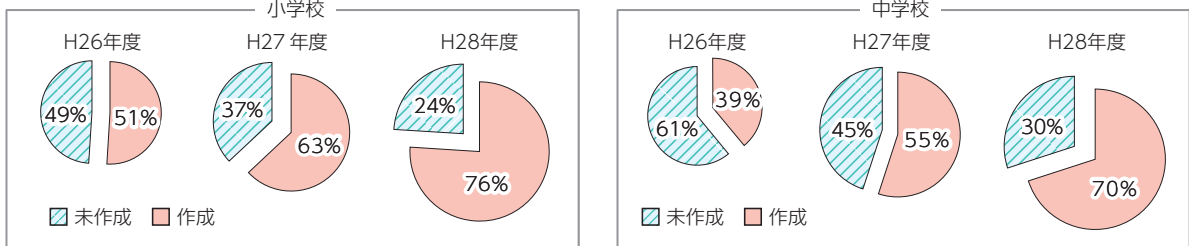
(4) 切れ目のない支援のための学校・関係機関の連携

これまでの取組

◇ 「個別の教育支援計画※24」「個別の指導計画※25」の作成

平成17年度から特別支援学校在籍児童と同様に特別支援学級在籍児童生徒に対しても「個別の指導計画」の作成を推進し、平成28年度には100%となりました。「個別の教育支援計画」の作成率も年々向上しています。

特別支援学級（院内学級含む）における「個別の教育支援計画」の作成率推移



◇ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用

校内での引継ぎに加え、小中学校間での引継ぎにおいても活用されるようになってきています。

◇ 「個別の教育支援計画作成のための基礎資料」の作成・送付

平成26年度から保護者から申し出があった新就学児について、発達のプロフィールや仙台市就学支援委員会※26の意見、保護者の思いなどを記載した資料を作成し、就学支援の一環として教育委員会から入学予定校に送付しています。

◇ 「仙台中高連携サポートシート※27」を使った引継ぎ

中学校での支援を高等学校に引き継ぐため、保護者が同意した生徒について中学校が作成し、合格発表後に高等学校に送付しています。入学当初に必要な情報や本人と保護者の思いなどが記載されており、平成27年度から仙台市立の高等学校で、平成29年度からは県立・私立も含めた宮城県内の高等学校全校で使用できるようになっています。

◇ 「特別支援教育と発達障害児支援に関する連絡調整会議」の開催

平成24年度に設置し、健康福祉局と教育委員会が連携して施策の効果的な推進を図るために情報共有を図っています。

※24 個別の教育支援計画：学校と関係機関との連携を図るための長期的な視点に立ち、障害のある幼児児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として個人に対して作成する支援計画。幼児児童生徒に対し、一貫して的確な支援を行うためには、教育のみならず、福祉、医療、労働等のさまざまな関係機関、関係部局の連携・協力が必要であり、「個別の教育支援計画」を活用することが期待されている。

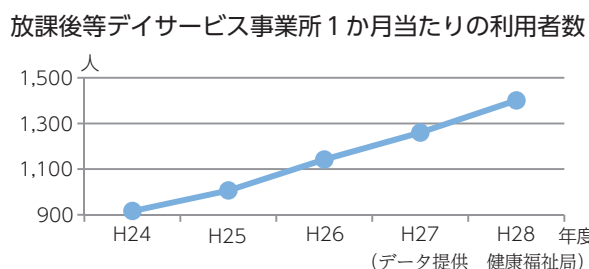
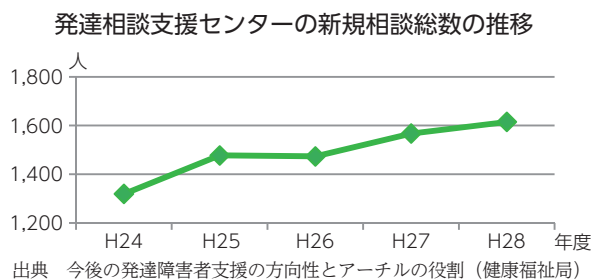
※25 個別の指導計画：障害のある幼児児童生徒への指導を行うために、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法について、単元や学期、学年等ごとに作成された指導計画。各学校において、これに基づいた指導等が行われる。

※26 仙台市就学支援委員会：教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校の就学予定者及び就学児童生徒のうち障害を有する者の就学に係る教育支援について調査審議し、その結果を答申する。委員は、教育、医療、心理等の専門家で構成されている。

課題

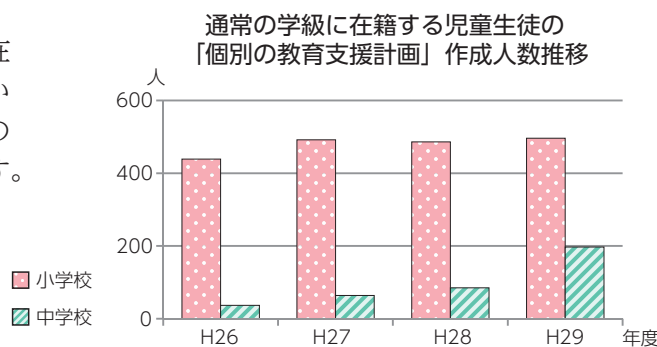
- 特別な支援を要する児童生徒が増加しており、学校と家庭、発達相談支援センター、児童相談所等、関係部局の機関との連携を密にし、さらに充実させることが求められます。
- 放課後活動の場として児童館や放課後等デイサービス事業所※28等を利用する児童生徒が増加しており、学校との連携を推進していくことが求められています。

利用者が5年間で約1.5倍になっている



- 障害が関連すると考えられるいじめ等の課題に、特別支援教育の視点からも対応するため、特別支援教育コーディネーターといじめ対策担当教諭※29との連携推進が求められます。
- 国において作成した障害者基本計画※30に基づき、就学前、学齢期、卒業後などのライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援が求められます。
- 障害のある子どもの生活の充実に向け、学校教育修了後に関わる施設や企業等への引継ぎにおける「個別の教育支援計画」活用の検討が求められます。
- 年々増加している通常の学級に在籍する支援を要する児童生徒についても、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」作成の推進が求められます。

支援を要する児童生徒の増加に対し、作成人数の伸びが伴っていない



→P23 テーマ4 つなぐ

※27 仙台中高連携サポートシート：発達障害等があって特別な支援や配慮が必要な生徒について、高等学校における適切な支援につなげるため、保護者の希望を前提にして中学校と高等学校の間で引き継ぐ際に使用するシートのこと。
 ※28 放課後等デイサービス事業所：主に特別支援学級や特別支援学校に在籍している障害児に対し、放課後、休日、夏休み等の長期休業期間中に遊びやレクリエーションなどを通じ、生活経験を広げる場を提供する施設。
 ※29 いじめ対策担当教諭：市立の全小中学校・中等教育学校及び特別支援学校へ、いじめ対策の中核を担うために配置されており、各学校におけるいじめ対策のコーディネーターとしての役割を果たしている。
 ※30 障害者基本計画：障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられている。

3 これからの取組に向けて

(1) インクルーシブ教育システムの構築

本市の特別支援教育では、これまでも大切にしてきた障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに柔軟に応える教育を一層充実させていくことに加え、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指した取組を進めていくことが求められます。

このためには、子ども同士、教職員間、学校間、関係機関等における、認め合い、学び合いを大切に、ライフステージを通じた一貫した支援を充実させ、関係機関と連携して多様で柔軟な教育の仕組みを整備していくことなどが必要かつ有効です。

(2) いじめ防止への取組

現在本市において、いじめ防止やいじめ事案への対応が極めて重要な課題となっています。これらの課題に対する取組を進めていく上でも、特別支援教育の視点が大変重要です。こうしたことを踏まえ、本プランといじめ防止への取組との関連について、本プランの第4章に示しています。

本プランに基づいて特別支援教育を推進していくことにより、いじめ防止への取組のさらなる充実につなげていくことが求められます。

